

2018年1月15日より規制が開始されています

# クビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく 特定外来生物に指定されました。

- 特定外来生物は、飼養（飼育）・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- 外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で 300 万円の罰金もしくは 3 年間の懲役、法人の場合は最大で 1 億円の罰金が科されます。

## 成虫の特徴

全体的に光沢のある黒色で、胸部(クビの部分)が赤い



## 体長

2.5～4 cm  
(触角は含まず)

原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。貨物などの物資にまぎれて日本に侵入したと考えられています。



成虫は 5 月末～ 8 月に発生します。

すぐに交尾した後、飛び回って幹や主枝の割れ目に産卵します。ふ化した幼虫は木の内部に入り込んでいきます。

木の中でさなぎから成虫になり、幹に細長い穴(脱出孔)をあけて、出てきます。



幼虫(左下)と脱出孔(右上)の写真提供: 埼玉県環境科学国際センター



幼虫

幼虫は樹木の内部で、2～3年かけて成長し、さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、大量のフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)が排出されるので、目印となります。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモ、カキなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。

2012年に日本国内で初めて発見され以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

上の写真のようなカミキリムシやフラスを見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの関係行政機関にお知らせください。

# ◆ 全国に飛び地的に広がっています

今後、いつ・どこの地域で見つかるもおかしくありません。

## 被害1

ウメやモモ等の果樹を加害し、  
甚大な**農業被害**をもたらします。

## 被害2

サクラやウメ・モモの他にも  
様々な樹種を食害するため、  
**生態系にも影響**をおよぼす  
それがあります。

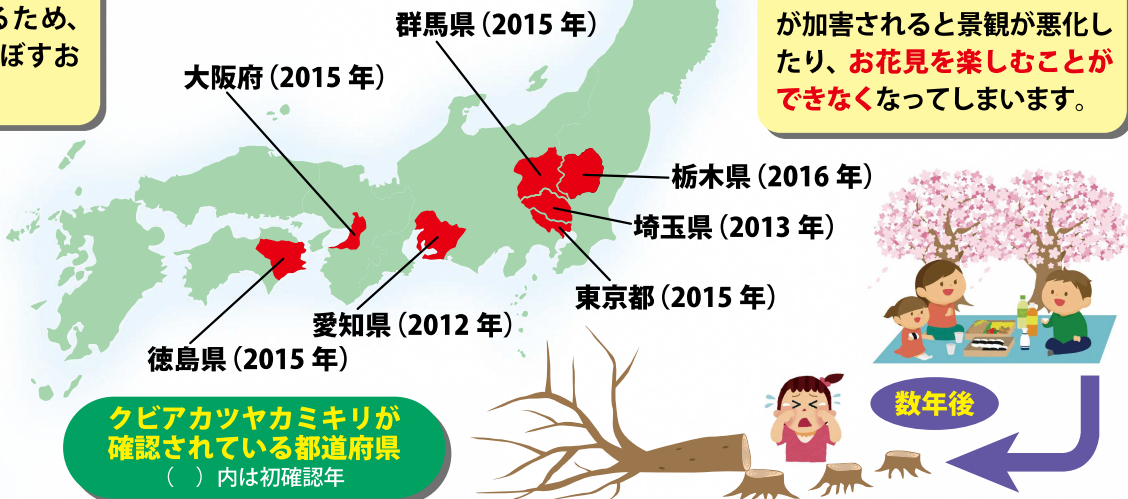
## 被害3

公園や街路樹などのサクラ  
が加害されると**景観が悪化**  
したり、**お花見を楽しむことが**  
**できなくな**ってしまいます。

### 幼虫に食害された樹木の内部



写真提供：埼玉県環境科学国際センター

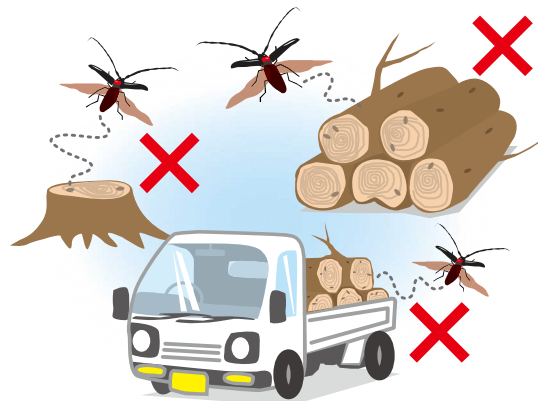


クビアカツヤカミキリが  
確認されている都道府県  
( ) 内は初確認年

食害が進むと、枝が落ちたり木が倒れたりして、人がけがをするおそれがあります。  
また、まん延を防ぐために薬剤を注入したり、場合によっては枯れていなくても伐採  
しなくてはならないこともあります。

## 防除・伐採時の留意点

- 伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、**伐採した材は放置せず、速やかに焼却または粉碎**する必要があります。切り株に穴が空いている場合は、ネットをかぶせるなどの処置をしてください。
- 伐採したり、枯死した樹木を安易に移動させると、クビアカツヤカミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、**移動させる前に適切な処置をする必要**があります。
- 防除のために木にネット等を巻く場合、樹木とネットを密着させると食いやぶってしまうため、ある程度余裕をもたせてください。



## もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- ・ 下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
- ・ 発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- ・ 可能であれば、写真を撮影してください。
- ・ 成虫を捕まえた場合は殺処分してください（生きたまま持ち運ぶことは違法となります）。
- ・ 死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

### お問い合わせ

釧路自然環境事務所 0154-32-7500  
北海道地方環境事務所 011-299-1954  
東北地方環境事務所 022-722-2876  
関東地方環境事務所 048-600-0817

長野自然環境事務所 026-231-6573  
中部地方環境事務所 052-955-2139  
近畿地方環境事務所 06-4792-0706  
中国四国地方環境事務所 086-223-1561

高松事務所 087-811-7240  
九州地方環境事務所 096-322-2413  
那覇自然環境事務所 098-836-6400

